

コスモス保育園大規模地震時消防計画【予防規程、防災規程】

第 I 章 総則

第 01 条 (目的)

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づくものの、園がこれに限らず全ての大型地震及び津波（以下「大規模地震」と表記）からの円滑な避難の確保及びその他地震防災対策上必要な事項について、以下の点を達成することを目的とし作成する

- 1) 大規模地震に際し、園が、施設及び職員の技能・能力の及ぶ範囲において全ての園児が保護者又は保護者に替る者、または保護機関に保護されるまでその生命を維持すること
- 2) 園児が円滑に救助・救護、保護者と対面できるよう事前の策を講じること
- 3) 職員がその生命を脅かされず避難活動等を行えるよう事前の策を講じること

第 02 条 (優先順位)

第 01 条の目的達成に際し、園では以下の通り生命に優先順位を定める

- 1) 園に関係する全ての者（職員、園児）について組織長を除き最も優先されるべきは、自身の命である。全ての計画は自身の命を最優先にした上で実施される。自己犠牲精神はこれを認めない。
- 2) 生命の優先順位は、自身＞年齢の低い子＞職員＞保護者＞第三者である。
- 3) 園は、園関係者の生命の維持を第一として、余力がある場合を除き他の命を優先しない。
- 4) 園は、大規模地震において、避難完了し生命の安全が保持されるまで法人の資産、個人の資産の維持を思考しない。

職員は、大規模災害時において園以外を含めた全ての命は救う能力は誰にもない事を常に自覚しておく。

第 03 条 (引き渡し)

第 01 条の目的に即し、自ら及び他の命が危険にさらされない状況にあつては、保護者が希望する場合、園児を保護者へ引き渡す。その後の判断に対し園の考えは伝えても最終判断は、保護者の責任であり園はこれを尊重する。

第 04 条 (組織)

大規模地震発生時における災害・避難に関する業務を行う者の組織（以下「災害対応組織」と表記）として次の役職を定める。また災害対応時の職責・任務は別に作成する。

- 2 地震対応組織に組長 1 名、副組長 1 ～ 3 名を置く。
- 3 地震対応組織に次の班を置く
 - 1) 情報収集班
 - 2) 避難誘導班
 - 3) 人的被害確認及び救護班
- 4 上記項目に関わらず、必要な場合は全職員が自身及び子どもの安全のために最良と考える対応を考え、組織を編成・再編し対応する。但し規定と異なる対応を行った場合は、事後であっても必ず組長に報告する。

第 05 条（権限）

災害対応組織の各役職の権限は次の通りとする。

- 1) 組長は、地震対応組織の活動に関する最終決定権を持ち、行動の責任を負う。
- 2) 副組長は、組長を補佐し、また組長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。
- 3) 班長は、班職の活動について決定権を持つ。また副組長と兼務する事がある。

第Ⅱ章 大規模地震時の対応

第 06 条（知覚時）

大規模地震が公的予見及び発表されたとき、又は津波警報が発生したことを覚知した職員は、直ちにその旨を全体に周知し、組長に連絡するものとする。

第 07 条（地震時の組長の対応）

組長は大規模地震の発生、津波警報の発令を覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 1) 情報収集連絡班と協力したに地震及び津波に関する情報の収集
- 2) 副組長・各班長への伝達
- 3) 被害状況の確認
- 4) 必要な措置についての検討と周知（地震のみの場合安全域への園児等の避難、津波警報のある場合、広域避難の準備指示）
- 5) 避難場所の確定（状況によっては施設内避難判断もあり得る）
- 6) 火災発生防止措置
- 7) 津波発生に備えた情報の収集と避難準備
- 8) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置

第 08 条（情報収集連絡班）

情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 1) 速やかな地震及び津波に関する情報の収集と報告
- 2) 地震及び津波に関する情報及び組長の命令の内容等防災上必要な情報の伝達
- 3) 想定された状況の範囲内である場合、それぞれの場合に応じた保護者への連絡

第 09 条（避難誘導班）

避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 1) 地震の規模に応じた避難策（但し組長のより特別の判断があった場合は組長判断を優先する）に基づく避難の誘導、避難指示
- 2) 建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路の指示
- 3) 避難完了後の組長への報告。
- 2 避難誘導の際には、基本的に地声で誘導する。全体に落ち着いて行動する事を心掛け、混乱の発生防止に努めること。
- 3 避難後人員を確認し、全員の避難が確認できない場合はすぐに誰かを特定し、組長に報告すること。組長は報告後創作活動の是非、搜索の場合搜索人員の選定の決断をする事。

第 10 条（人的被害確認及び救護班）

人的被害確認及び救護班は、次の活動を行うものとする

- 1) 避難者の怪我の有無、程度の確認
- 2) 応急救護措置
- 3) 救急搬送要請の判断
- 4) 負傷者がいる場合、運搬方法の検討と器具の準備
- 5) トリアージ

第 11 条（班を超えて）

大規模地震発生時には、避難時班対応などが機能しない事もしばしばある。また、状況によっては、班任命者がその責を果たせない状況にあるケースもある。その様な場合は、組長（事故ある時は副組長）を中心として、臨時的措置を検討し、生命の保持及び安全確保を第一として行動する。

第 12 条 （大規模地震発生後の園の再開）

大規模地震発生時、園は園施設の安全が確認されるまで休園とする。再開時期はその時可能な通信手段をもって保護者へ通知する。

- 2 休園期間は最短 1 日～無期限とする。
- 3 巨大地震発生後、想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生であ

った場合、園に異常が無くても最低1週間は休園する。園再開後も状況が安定するまで保護者へ登園自粛協力を依頼する。

- 4 大規模地震に関連する注意報が継続している場合、第3項を継続する
- 5 大規模地震に関する臨時情報の終了（調査終了）が発表された場合、登園自粛協力を解除する
- 6 前項の規定にかかわらず、園の機能に何らかの問題がある場合には、その状況を周知した上で、部分開園などの措置をとる

第Ⅲ章 事前防災（予見・準備・訓練）

第13条（防災情報の収集）

組長は、大規模地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 1）情報収集連絡班と共に地震に関する情報の収集にあたらせること。
- 2）大規模地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたことを職員及び保護者へ周知すること。
- 3）情報に応じて、事前休園の対策などが可能であれば実施すること。または登園自粛措置を講じること。
- 4）後発の地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

第14条（防災訓練）

園は、大規模地震に備え次の防災訓練を実施する。なお、訓練は年2回以上行うものとする。また、関係機関が行う災害研修、防災に関わる研修には積極的に参加するものとする。

- 1）情報収集・伝達に関する訓練
- 2）津波からの避難に関する訓練
- 3）地震後の火災を想定する訓練
- 4）非常食に関する訓練
- 5）その他前各号を統合した総合防災訓練

第15条（防災意識の向上）

園は、組長が中心となり職員の防災意識を高めるために必要な措置を講じる。

- 1）大規模地震発生時の実体験の共有
- 2）大規模地震発生時の避難方法の確認・周知、及び検討
- 3）一般的な地震に関わる研修
- 4）各職員の役割の確認及び役割に応じた研修
- 5）AED及び心肺蘇生等にかかわる研修
- 6）災害を目の当たりにする覚悟

第 16 条（広報）

園は、組長を通じて次の広報活動を行う。

- 1) 災害時早期避難の啓発
- 2) 園の想定災害状況の啓発（倒壊危険小、最大津波 2 メートル・最大高潮 5 メートル（5 メートルを常に想定）、冠水危険道路 2 キロ圏 10 箇所超、氾濫危険河川 2、河口氾濫時想定被害 5 メートル）土砂災害危険小）
- 2) 大規模地震時、園の避難計画と経路（避難場所）
- 3) 災害時安否確認連絡方法（災害伝言ダイヤル 1 7 1）
正確な情報入手の方法
- 4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容（但し行政が災害時一番混乱し、計画通りとはならない可能性が高い事を認識しておくこと）。
- 5) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所
- 6) 各地域における避難場所及び避難経路

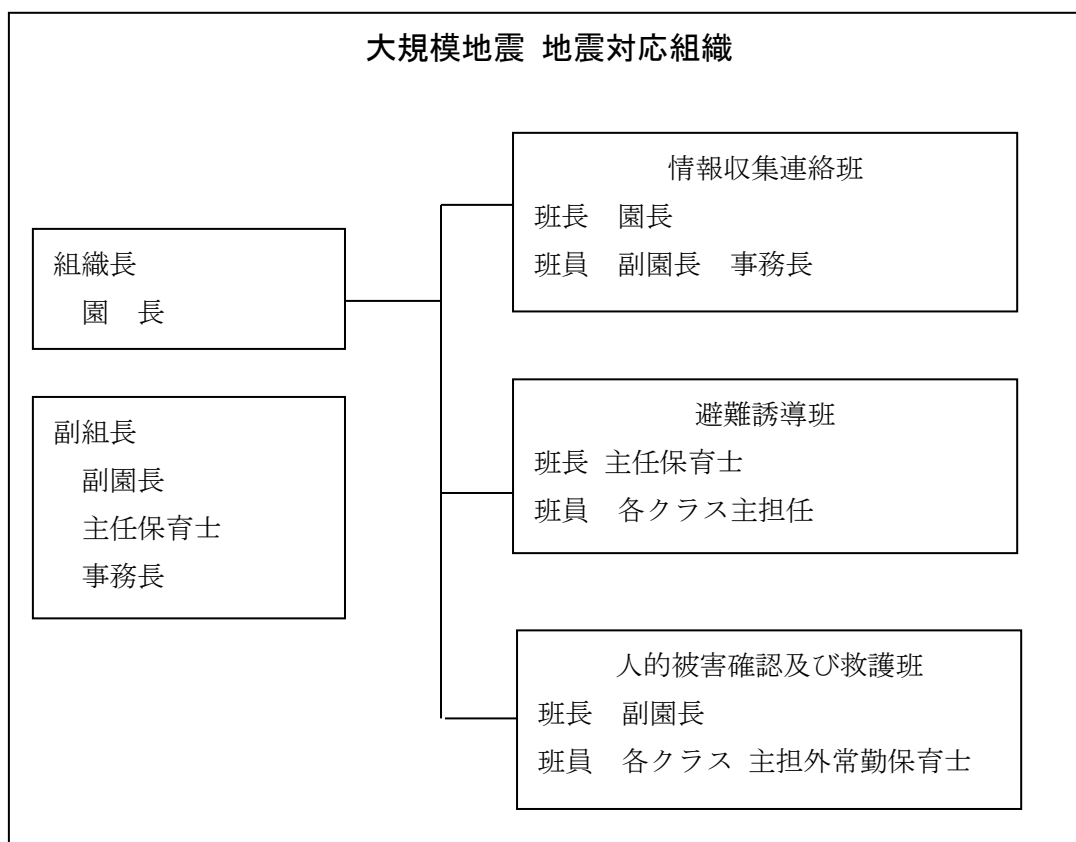
第 4 章 想定に限界

第 17 条（その他不測の事態）

組長は、大規模地震が発生した以後の状況等から、本計画通りに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、組長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班がこの消防計画【予防規程、防災規程】どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに組長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。
- 3 本計画は、ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではない。計画の目的は全員（不可能であれば 1 人でも多くの）園児・職員の人命が助かる事である事を常に頭に置いておく
- 4 本計画に合わせて、園で策定する災害対応マニュアルを確認し、被害時の詳細についてはマニュアルにそった対応を行う

組織図



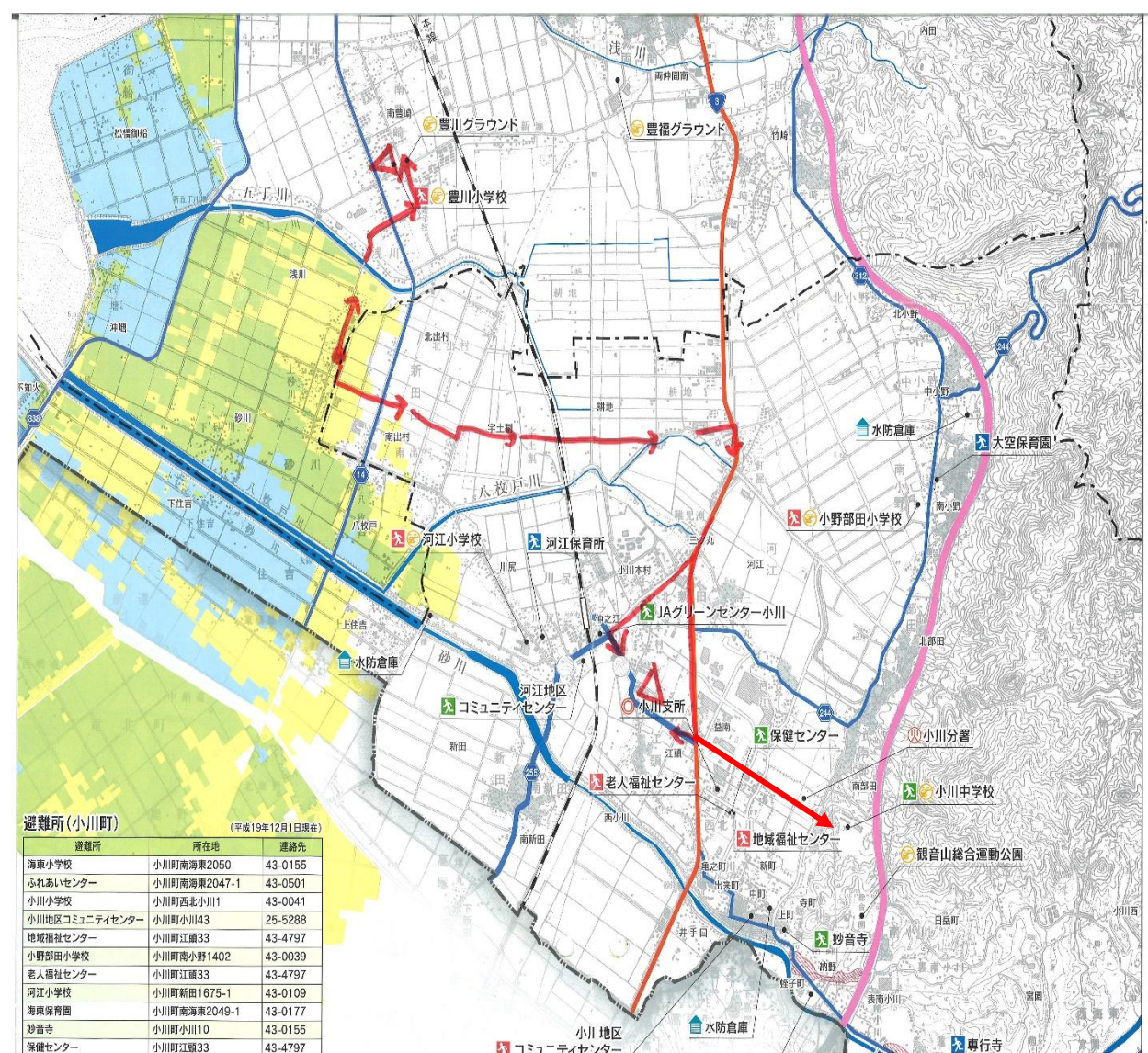
緊急連絡先

消防署	1 1 9
警察署	1 1 0
市役所子ども未来課	0 9 6 4 - 3 2 - 1 4 0 4
消防団	浅川消防団 班長

災害時避難先

津波無 地震	コスモス保育園 2F／豊川小学校グラウンド
津波無 地震（屋内危険）	第 2 園庭
津波時	小川中学校
豪雨 冠水	コスモス保育園 2 F
火災時	園庭・第二園庭・保護者駐車場・畑から選択

避難経路図



3メートルを超える津波警報の際は、小川支所（小川防災センター）まで避難

5メートルを超える津波警報の際は、小川支所ではなく小川中学校へ避難（坂を昇る）

高潮の場合は、冠水による避難困難と園舎の高度を考慮し園舎2階避難とする。

地震などで津波被害が無い場合、基本園舎での避難とするが、園舎の倒壊や地域避難者の集合がある場合は、豊川小学校グラウンドへと避難する。

本計画は、令和５年４月１日より施行する。

本計画は、令和７年４月１日より改訂施行する。

作成責任者

社会福祉法人養育福祉会コスモス保育園

園長 藤田香瑞